

【イギリス】2022年議会解散及び召集法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 上綱 秀治

* 2022年3月24日、2011年議会期固定法を廃止する法律が制定され、国王大権に基づく議会解散・新議会召集権が復活した。

1 背景・経緯

英国の議会期（議会の存続期間）は、下院議員の任期と同一であり、下院の総選挙から次の総選挙までの期間を指す。1911年議会法¹では、議会期は5年とされ、首相の助言に基づく国王大権²により、議会期満了前の解散が可能であった。2011年議会期固定法³（以下「2011年法」）では、下院の総選挙は原則5年ごとの所定の日に固定され、議会解散の国王大権は廃止された。また、所定の日より早期の総選挙は、下院議員定数の3分の2以上の賛成により早期総選挙の実施決議案が可決された場合又は政府不信任決議案の可決後14日間が経過しても新政権の信任決議案が可決されない場合に限られることとなった。

2019年、ジョンソン（Boris Johnson）首相は、EU離脱合意⁴に関連する法案の審議過程等において、3度にわたり早期総選挙実施を求める動議を提出したが、可決に必要な下院議員定数の3分の2の賛成を得られず⁵、政治が停滞した。2019年10月31日、特例的に同年12月12日に早期総選挙を可能とする2019年早期議会総選挙法⁶が制定された。同総選挙では、保守党と労働党は、それぞれのマニフェストにおいて、2011年法の廃止を公約とした⁷。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年6月8日である。

¹ Parliament Act 1911 c.13. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/Geo5/1-2/13/data.pdf>> それまでの議会期は、1694年議会集会法（Meeting of Parliament Act 1694 c.2.）では3年、1715年七年任期法（Septennial Act 1715 c.37.）では7年と規定されていた。河島太朗「イギリスの2011年議会任期固定法」『外国の立法』No.254, 2012.12, pp.5-6. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4023707_po_025402.pdf?contentNo=1>

² 英国国王固有の権限。慣習により、首相及び大臣の助言に基づき行使される。濱野雄太「イギリスの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1056号, 2019.5.28, p.1. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11286064_po_1056.pdf?contentNo=1>

³ Fixed-term Parliaments Act 2011 c.14. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/14/contents>> 詳細は、次を参照。河島 前掲注(1), pp.4-34.

⁴ EU離脱のプロセスは、離脱を選択した2016年6月23日の国民投票に始まり、1年間の移行期間を経て、2020年12月31日に完了した。

⁵ 投票は2019年9月4日、同年9月9日、同年10月28日に行われた。投票の結果は次を参照。Votes in Parliament, Division 443, 2019.9.4. <<https://votes.parliament.uk/Votes/Commons/Division/715>>; Votes in Parliament, Division 445, 2019.9.9. <<https://votes.parliament.uk/Votes/Commons/Division/717>>; Votes in Parliament, Division 13, 2019.10.28. <<https://votes.parliament.uk/Votes/Commons/Division/731>>

⁶ Early Parliamentary General Election Act 2019 c.29. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2019/29/enacted>>

⁷ 廃止の理由について、保守党は、国が決断力のある行動を必要としている時に、2011年法が政治を麻痺（まひ）させたとし、労働党は、2011年法が民主主義を抑圧し、弱い政府を支えてきたとした。“The Conservative and Unionist Party Manifesto 2019,” 2019, p.48. Conservative and Unionist Party website <<https://www.conservatives.com/our-plan/conservative-party-manifesto-2019>>; “The Labour Party Manifesto 2019,” 2019, p.82. Labour Party website <<https://labour.org.uk/wp-content/uploads/2019/11/Real-Change-Labour-Manifesto-2019.pdf>> また、2021年5月の女王演説では、国の重要な局面において、首相が、国民の手に権力を取り戻す決断を下すことを可能にすること、議会の解散及び新議会の召集に係る国王大権上の権限を復活させること等の方針が表明された。“Queen’s Speech May 2021: Background Briefing Notes,” 2021.5.11, p.147. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/publications/queens-speech-2021-background-briefing-notes>>; 田村祐子「【イギリス】女王演説—2021-22年会期の予定法案—」『外国の立法』No.288-2, 2021.8, p.25. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11708955_po_02880210.pdf?contentNo=1>

2021年5月12日、2011年法を廃止し、議会解散・召集権を復活させるための法案が下院に提出され、同年9月13日に修正されることなく下院を通過した。上院では、2022年2月9日の報告段階（report stage）において、議会の解散には下院の同意が必要とする要件を追加したが、下院は同意せず（同年3月14日）、上院は当該要件を追加しないこととした（同年3月22日）⁸。2022年3月24日、2022年議会解散及び召集法⁹（以下「2022年法」）が制定された（同日施行）。2022年法は、全6か条及び1附則から成る。

2 2022年議会解散及び召集法の概要

(1) 2011年法の廃止（第1条）

2011年法を廃止する。

(2) 議会解散及び新議会召集に関する国王大権の復活（第2条）

2011年法の施行直前に国王大権により行使可能であった議会の解散及び新議会の召集に関する権限を、2011年法が制定されなかったものとみなして再び行使可能とする。新議会の召集に関する権限には、上院への出席を求める令状及び議会選挙のための令状¹⁰の発行を命ずる権限を含む。

(3) 国王大権の司法判断非適合性の復活（第3条）

裁判所又は審判所¹¹は、第2条で規定する権限の行使、権限に関する決定又は権限の制限若しくは範囲等を審査することはできない。

(4) 議会の自動解散（第4条）

議会は、解散されなければ、最初の議会の集会の日から5年目の日に解散する。

(5) 軽微な派生的改正及び留保（第5条）

この法律の第1条に基づく2011年法の廃止は、同法の附則に基づく法律の改正及び廃止に影響を与えない。

(6) 適用範囲（第6条）

2022年法は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドに適用される。

参考文献

- ・『危機の時代における英国の議会政治』（調査資料 2021-2 令和2年度国際政策セミナー報告書）国立国会図書館調査及び立法考査局，2021.8.5. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11704857_po_202102.pdf?contentNo=1>

⁸ Richard Kelly, “Dissolution and Calling of Parliament Act 2022: Progress through Parliament,” House of Commons Library Research Briefing, No.9308, 2022.3.28, pp.4, 8. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-9308/CBP-9308.pdf>>

⁹ Dissolution and Calling of Parliament Act 2022 c.11. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2022/11/contents/enacted>>

¹⁰ 議会が解散されると、1983年国民代表法（Representation of the People Act 1983 c.2.）が定める手順に基づき、国王書記官から選挙管理官に対し、新たな下院選挙の執行を要請する令状が発行される。併せて、新議会に貴族院議員を召集するため、全ての貴族院議員に対し召集令状が発せられる。「英国の内閣執務提要」（調査資料 2012-4）国立国会図書館調査及び立法考査局，2013.3, p.43-44, 135-136. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8091534_po_201204.pdf?contentNo=1>

¹¹ Tribunal. 行政決定に対する不服申立てを審理し判断する機関。ロバート・トーマス（洞澤秀雄訳）「イギリスにおける審判所と移民に係る司法審査」『南山法学』42巻2号，2019.2.12, p.200. <https://nanzan-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=2767&item_no=1&attribute_id=22&file_no=1>